

落札後の手続き（不動産）

1. 南関町への電話連絡

(1) 入札期間終了後（入札終了日）に、南関町から落札者（最高価申込者）又は売却決定を受けた次順位買受申込者あてに、その物件の売却区分番号、整理番号などを電子メールでお知らせします。

※ 入札した Yahoo!JapanID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました。」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、画面に記載の連絡先（南関町）あて電話での確認をお願いします。

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

(2) 電子メール受信後は、メールに記載された連絡先（南関町）あて売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを速やかにお知らせください。

なお、連絡時に買受代金の納付方法など今後の手続きについてご説明します。

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

(3) 最高価申込者又は売却決定を受けた次順位買受申込者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付等を行なう場合は、「5. 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

2. 買受代金の納付

(1) 納付していただく金額（買受代金）

買受代金＝落札価額－公売保証金額

※ 公売物件が消費税法上の課税財産の場合のみ落札価格に別途消費税相当額がかかります。

(2) 買受代金の納付方法

① 銀行口座への振込

※ 振込先口座は南関町から送信する電子メールでご案内します。なお、振り込み手数料は、買受人の負担となります。

② 現金書留での送付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）

※ 郵送料などは、買受人の負担となります。

③ 郵便為替による納付

※ 発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

④ 南関町に直接持参

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

(3) 買受代金納付期限までに買受代金金額の納付を南関町が確認できることが必要です。

※ 買受代金納付期限は、南関町から送信する電子メール又は公売物件詳細画面でご確認ください。

(4) 買受代金納付期限までに南関町が買受代金金額の納付が確認できない場合、その物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収され、返還できません。

3. 必要書類の提出など

(1) 次の書類を南関町に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に南関町が送信する電子メールでご確認ください。

①南関町が買受人に送信した電子メールを印刷したもの

②買受人が個人の場合、公的機関が発行した住所証明書（住民票等）

③買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄本等

④所有権移転登録請求書

※ 「所有権移転登録請求書（不動産）」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

⑤固定資産評価証明書

⑥権利移転の許可証又は届出受理書

※ 公売物件が農地を含む場合

⑦郵便切手1500円分

※ 登記嘱託書の郵送料

(2) 必要書類は、書留郵便又は南関町に直接持参してください。

※ 郵送料は買受人の負担となります。

4. 権利移転登記の嘱託

- (1) 南関町は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認した後に、公売参加申込時入力された内容及び提出された書類により、権利移転の手続き（移転登録等の嘱託）を行います。
- (2) 売却決定（入札期間終了の7日後）後、農地を除き買受人が買受代金を全額納付したときに権利移転します。
- (3) 南関町は、買受代金の納付を確認した後に、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。
- (4) 詳細は、開札後に南関町にいただく電話などでご説明します。
 - ※ 次順位買受申込者の方には、最高価申込者（落札者）の方の買受代金納付期限後に、南関町にいただく電話などでご説明します。
- (5) 所有権移転の登記手続き完了までは、開札日から1ヶ月半程度の期間を要します。南関町は公売物件の不動産登記簿上の権利移転登記のみを行い、引き渡しの義務を負いません。公売物件にかかる買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売物件の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

①委任状

※ 「委任状」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

②買受人本人の印鑑証明書

※ 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

③南関町が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの。

④代理人が南関町に来庁する場合は、代理人の運転免許証などの写真付き本人確認

書面等

- ※ 買受人が法人で、その法人の従業員の方が代理人となる場合も委任状が必要となります。